

土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第1項の規定により、高松市三谷土地改良区の土地改良事業（集落営農推進生産基盤整備事業（西三谷地区））の換地計画について適当とする旨決定した。

その関係書類を高松市創造都市推進局産業経済部土地改良課において令和元年11月29日から同年12月19日まで縦覧に供する。

令和元年11月22日

香川県知事 浜 田 恵 造